

四日市市告示第 2 4 8 号

四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金（融資主体支援タイプ（先進的農業経営確立支援タイプを含む））交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 5 年 4 月 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金（融資主体支援タイプ（先進的農業経営確立支援タイプを含む））交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市農地利用効率化等支援事業費補助金（融資主体支援タイプ（先進的農業経営確立支援タイプを含む））交付要綱（令和 2 年四日市市告示第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象者)</p> <p>第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者(以下「補助対象者」という。)とする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後 5 年度以内の者にあつては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律 65 号。<u>以下「基盤強化法」という。</u>）第 12 条第 1 項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者。）又は認定就農者（同法第 14 条の 4 第 1 項の認定を受けた者をいう。）に限るものとする。</p> <p><u>(1) 地域計画（基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。）に位置付けられ、又は事業実施年度内に目標地図に位置付けられることが確実と見込まれる者（認定農業者、認定就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに</u></p>	<p>(補助対象者)</p> <p>第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者(以下「補助対象者」という。)とする。ただし、事業実施年度に就農する者又は就農後 5 年度以内の者にあつては、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号）第12条第1項の規定に基づき農業経営改善計画の認定を受けた者。）又は認定就農者（同法第14条の4第1項の認定を受けた者をいう。）に限るものとする。</p>

定める組織をいう。）、市の基本構想（基盤強化法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市長が認める者をいう。）

(2) 認定農業者、認定就農者などの実質化された人・農地プラン（「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。）2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）に位置付けられた中心経営体。ただし、国の実施要綱別記I第1の2の（2）に該当する場合に限る。

(3) 地域における継続的な農地利用を図る者として市長が認める農業者若しくは当該農業者の組織する団体。ただし、国の実施要綱別記I第1の2の（2）に該当する場合に限る。

(4) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者。ただし、国の実施要綱別記I第1の2の（3）に該当する場合に限る。

(1) 認定農業者、認定就農者などの実質化された人・農地プラン（「人・農地プランの具体的な進め方について」（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知。以下「進め方通知」という。）2（1）の実質化された人・農地プランをいい、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができる人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる同種取決め等を含む。）に位置付けられた中心経営体。

(2) 地域における継続的な農地利用を図る者として市長が認める農業者若しくは当該農業者の組織する団体。ただし、国の実施要綱別記I第1の2の（1）に該当する場合に限る。

(3) 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けた者。ただし、国の実施要綱別記I第1の2の（2）に該当する場合に限る。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)